

注 意 事 項

- 試験開始時刻 10時00分
- 試験科目別終了時刻

試験科目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1科目	11時20分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1科目	11時40分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2科目	13時00分

- 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目	問題(解答)数					試験問題ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
伝送交換主任技術者	法規	7	7	7	7	7	1~13
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	14~26
線路主任技術者	法規	7	7	7	7	7	1~13
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	27~38

- 受験番号等の記入とマークの仕方

- マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
1	●	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生 年 月 日									
年	号	5	0	0	3	0	1		
平	和	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 答案作成上の注意

- マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
- 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
伝送交換主任技術者は、 『伝 送 交 換』
線路主任技術者は、 『線 路』

- 合格点及び問題に対する配点

- 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

(1) 次の A ~ C の文章は、電気通信事業法に規定する、基礎的電気通信役務について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4 点)

- A 基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。
- B 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。
- C 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(電気通信事業法の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。)について、契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

同法に規定する内容に照らして、上記の A ~ C の文章は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次の文章は、電気通信事業法の規定について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (イ) である。

<(イ)の解答群>

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは食糧の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。電気通信役務の提供のため緊急を要するものについても同様とする。

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める設置基準の範囲で配備しなければならない。

- (3) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信事業者が他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する場合について述べたものである。同法の規定に照らし、 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の()~()に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- () 電気通信役務の円滑な提供 (ウ) 。
- () 当該接続が当該電気通信事業者の利益 (エ) 。
- () ()、()に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

<(ウ)、(エ)の解答群>

が技術基準に適合しないとき	が公平かつ効率的に使用されないとき
に支障が生ずるおそれがあるとき	に必要性が認められないとき
を明確かつ容易に識別されないとき	を不当に害するおそれがあるとき

(4) 次のA～Dの文章は、電気通信事業法に規定する、用語について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- A 電気通信回線設備とは、有線、無線その他の電磁的方式を用いた設備及びこれと一体として設置される送受信設備並びにこれらの附属設備をいう。
- B 端末設備とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域を含む。)又は同一の建物内であるものをいう。
- C 電気通信番号とは、電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。
- D 卸電気通信役務とは、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記のA～Dの文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
Dのみ正しい	A、Bが正しい	A、Cが正しい
A、Dが正しい	B、Cが正しい	B、Dが正しい
C、Dが正しい	A、B、Cが正しい	A、B、Dが正しい
A、C、Dが正しい	B、C、Dが正しい	
A、B、C、Dいずれも正しい	A、B、C、Dいずれも正しくない	

(5) 次の()、()の文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の規定について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

- () 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業法の他人の土地の使用等に関する規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について総務大臣の (カ) を受けることができる。
- () 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(電気通信事業法第52条第1項又は同第70条第1項第1号の規定により認可を受けようとする技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施の日の (キ) 前までに、所定の様式による届出書に、契約約款(変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照)を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

免 許	登 録	許 可	認 定
7 日	10日	20日	30日

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の()、()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信設備の故障等の重大な事故が生じたときに遅滞なく総務大臣に報告すべき事項について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。

(2点×2=4点)

- () 電気通信設備の故障により、電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であって、次のいずれにも該当するもの
- a 当該電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が (ア) 以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)
 - b 当該電気通信役務の提供の停止時間が (イ) 以上のもの
- () 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が (イ) 以上不能となる事故

<(ア)、(イ)の解答群>

1 万	2 万	3 万	5 万
1 時間	2 時間	3 時間	6 時間

- (2) 次のA～Dの文章は、電波法に規定する用語の定義について述べたものである。同法に規定する内容に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- A 電波とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- B 無線電話とは、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用することをいう。
- C 無線電信とは、電波を利用して、他人の通信を媒介し、他人の通信の用に供することをいう。
- D 無線局とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

同法に規定する内容に照らして、上記のA～Dの文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
Dのみ正しい	A、Bが正しい	A、Cが正しい
A、Dが正しい	B、Cが正しい	B、Dが正しい
C、Dが正しい	A、B、Cが正しい	A、B、Dが正しい
A、C、Dが正しい	B、C、Dが正しい	
A、B、C、Dいずれも正しい	A、B、C、Dいずれも正しくない	

- (3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、識別符号の定義について述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律において、「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者(以下「利用権者」という。)及び当該アクセス管理者(以下「利用権者等」という。)に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のA～Cのいずれかに該当するもの又は次のA～Cのいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

- A 当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号
- B 当該利用権者等の身体の一部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号
- C 当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

同法に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は (工)。

<(工)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (4) 次の()、()の文章は、国際電気通信連合憲章で規定する事項について述べたものである。同憲章に照らし、 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての (オ) に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。
- () 構成国は、国際通信の (カ) を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

<(オ)、(カ)の解答群>			
安 定	利 用 者	流 通	電 気 通 信 事 業 者
公 平	秘 密	構 成 国	電 気 通 信 役 務

- (5) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、電子署名について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電子署名及び認証業務に関する法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次のA、Bのいずれにも該当するものをいう。

- A 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
B 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

同法に規定する内容に照らして、上記のA、Bの文章は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

A、Bいずれも正しい

A、Bいずれも正しくない

問3 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次のA～Cの文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、電気通信主任技術者の選任等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信主任技術者の選任は、事業用電気通信設備(線路設備及びこれに附属する設備を除く。)を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行うものとする。
- B 電気通信主任技術者の選任は、線路設備及びこれに附属する設備を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、線路主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行うものとする。
- C 上記A、Bの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は (ア)。

<(ア)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

(2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、用語について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (イ) である。

<(イ)の解答群>

基礎トラヒックとは、1日のうち、1年間を平均して呼量(1時間に発生した呼の保留時間の総和を1時間で除したものをいう。)が最大となる連続した1時間について1年間の呼量及び呼数の最大のものから順に30日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。

平均繁忙時とは、1年のうち30日間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した1時間をいう。

異常ふくそうとは、特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。

端末回線とは、端末設備等と交換設備との間の電気通信回線をいう。

(3) 次の()、()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策におけるアナログ電話用設備等に関する試験機器及び応急復旧機材の配備について述べたものである。同規則に規定する内容に照らし、 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

() 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の (ウ) に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

() 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の (エ) の設置、電力の供給その他応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

工事及び修理	代替機器	電気通信回線
点検及び検査	回線切替	自家用発電機
端末設備	専用設備	

(4) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備における他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止に関する事項について述べたものである。同規則に規定する内容に照らし、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 事業用電気通信回線設備は、端末設備等と交換設備又は専用設備との間の電気通信回線に伝送される信号の漏えいに関し、信号の符号形式についてあらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。
- B 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備(以下「接続設備」という。)を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出又は電圧若しくは光出力により送出するものであってはならない。
- C 事業用電気通信回線設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出するものであってはならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次の()、()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策におけるアナログ電話用設備等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(カ)、(キ)に最も適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。なお、内の同じ記号は、同じ解答を示す。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。(2点×2=4点)

- () 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室は、 (カ) 及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を (キ) する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物及びとう道は、 (カ) の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

- | | | |
|----------|-----------|--------|
| 移設又は改造 | 自動警報設備 | 点検又は修理 |
| 自動火災報知設備 | 避雷設備 | 記録又は監視 |
| 防犯設備 | 工事、維持又は運用 | |

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、アナログ電話用設備の「その他の信号送出条件」について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

事業用電気通信回線設備は、次に掲げる場合は可聴音(耳で聴くことが可能な特定周波数の音をいう。)又は音声によりその状態を発信側の端末設備等に対して通知しなければならない。

- () 端末設備等が送出する発呼信号を受信した後、㉠着信信号を受信することが可能となった場合
- () ㉢接続の要求をされた着信側の端末設備等を呼出し中である場合
- () 接続の要求をされた着信側の端末設備等が着信可能な状態でない場合又は㉡接続の要求をされた着信側の端末設備等への接続が不可能な場合

同規則に規定する内容に照らして、上記㉠～㉢の下線部分の語句は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

㉠のみ正しい	㉢のみ正しい	㉡のみ正しい
㉠、㉢が正しい	㉠、㉡が正しい	㉢、㉡が正しい
㉠、㉢、㉡いずれも正しい	㉠、㉢、㉡いずれも正しくない	

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備の基本機能について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ解答を示す。(2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備の機能は、次の()～()の各号に適合しなければならない。

- () 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に (イ) すること。
- () 電気通信番号を認識すること。
- () 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に (イ) すること。
- () 通信の終了を認識すること。
- () ファクシミリによる送受信が (ウ) に行えること。

<(イ)、(ウ)の解答群>

要 求	正 常	交 換	通 知
維 持	瞬 時	連 続 的	意 図 的

(3) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。
□内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 選択信号とは、主として相手の端末設備からの呼出しに応ずるために使用する信号をいう。
- B 制御チャネルとは、移動電話用設備と移動電話端末の間に設定され、主として制御信号の伝送に使用する通信路をいう。
- C 発信とは、発信を確認する信号を送出することをいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、□(工)。

<(工)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

(4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、「総合デジタル通信用設備に接続される端末設備」における総合デジタル通信端末の発信の機能について述べたものである。□内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

総合デジタル通信端末は、発信に関する次の()～()の各号の機能を備えなければならない。

- () 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼設定メッセージ送出終了後 □(オ)以内に呼切断用メッセージを送出するものであること。
- () 自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が15回以内の場合を除く。)にあっては、その回数は最初の発信から3分間に □(カ)以内であること。この場合において、最初の発信から3分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。
- () 上記()、()の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあっては、適用しない。

<(オ)、(カ)の解答群>

1 分	2 分	3 分	5 分
2 回	3 回	5 回	10回

- (5) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、責任の分界、絶縁抵抗等及び端末設備内において電波を使用する端末設備について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (キ) である。

<(キ)の解答群>

端末設備の機器の金属製の台及び筐^{きょう}体は、接地抵抗が150オーム以下となるように接地しなければならない。ただし、安全な場所に危険のないように設置する場合には、この限りでない。

利用者の接続する端末設備(以下「端末設備」という。)は、事業用電気通信設備との責任の分界を明確にするため、事業用電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。

分界点における接続の方式は、端末設備を電気通信回線ごとに事業用電気通信設備から容易に切り離せるものでなければならない。

端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備は、三つの条件に適合しなければならないが、その一つは、総務大臣が別に告示する条件に適合する識別符号(端末設備に使用される無線設備を識別するための符号であって、通信路の設定に当たってその照合が行われるものをいう。)を有することである。

問5 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する、「有線電気通信」の定義について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の (ア) その他の導体を利用して、電磁的方式により、 (イ) 、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

<(ア)、(イ)の解答群>

無線	音声	符号
線条	光	媒体

- (2) 次の文章は、有線電気通信法に規定する事項について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ウ) である。

<(ウ)の解答群>

有線電気通信設備を設置しようとする者は、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及び設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

設置の届出をしようとする有線電気通信設備が、他人の通信の用に供されるもの(総務省令で定めるものを除く。)であるときは、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及び設備の概要を記載した書類のほか、その設備の使用の態様その他総務省令で定める事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、総務大臣に届け出なければならない。

本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き、設置してはならない。ただし、特別の理由がある場合において、あらかじめ総務大臣に届け出ているときは、この限りでない。

有線電気通信(電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信たるものを除く。)の秘密は、侵してはならない。

- (3) 次の()、()の文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線と他人の設置した架空電線等との関係について述べたものである。同令に規定する内容に照らして、 内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

() 架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との (工) がその架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当する距離以下となるときは、総務省令で定めるところによらなければ、設置してはならない。

() 架空電線は、総務省令で定めるところによらなければ、架空強電流電線 (オ) 支持物に架設してはならない。

<(工)、(オ)の解答群>

離隔距離	水平距離	垂直距離	隣接位置
より低い	と同一の	より高い	に近接した

(4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する事項について述べたものである。

内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 保護線と架空電線との垂直離隔距離は、60センチメートル以上とすること。
- B 架空電線が、横断歩道橋の上にあるときは、その路面から2メートル以上であること。
- C 道路上に設置する電柱で、鉄柱の場合の安全係数は1.0以上の値とすること。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (カ)。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空強電流電線と同一の支持物に架設する架空電線(電力保安用のもの及び電気鉄道専用敷地内に設置する電気鉄道用のものを除く。以下同じ。)について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

架空電線は、特別高圧の架空強電流電線と同一の支持物に架設してはならない。ただし、次の()、()の各号のいずれかの規定によるときは、この限りでない。

- () 次に掲げるa～dの条件に適合するものであること。
 - a 架空強電流電線の使用電圧が① 35,000ボルト以下であること。
 - b 架空強電流電線が強電流ケーブル又は断面積が② 5.5平方ミリメートルの硬銅より線若しくはこれと同等以上の強さのより線を使用しているものであること。
 - c 架空電線は、架空強電流電線の下とし、別個の腕金類に設置すること。
 - d 架空電線と架空強電流電線との離隔距離は、③ 1メートル(架空強電流電線が強電流ケーブルのときは、50センチメートル)以上とすること。
- () 架空電線の導体は、架空地線に内蔵又は外接して設置される光ファイバであること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の①～③の下線部分の語句は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |